参　考　資　料

１．都市防災対策の概要

（１）防災都市づくり計画

防災上の諸課題を解決することを基本に、自然条件、地域社会等その都市の固有の状況をふまえ、日常的にも安全・安心・快適性等に配慮された総合的に質の高い市街地が実現するよう計画するのが「防災都市づくり計画」である。この計画を策定するためには、「災害危険度判定」等の現況評価を行い、計画課題、基本的な理念・目標を明確にし、「都市レベル」の施設整備や密集市街地の改善等「地区レベル」の対策等を設定する。

防災都市づくり計画は、「地域防災計画」の災害予防対策の項に組み込むとともに、市町村の都市計画の基本方針である「都市計画マスタープラン」にできる限り反映させることとする。

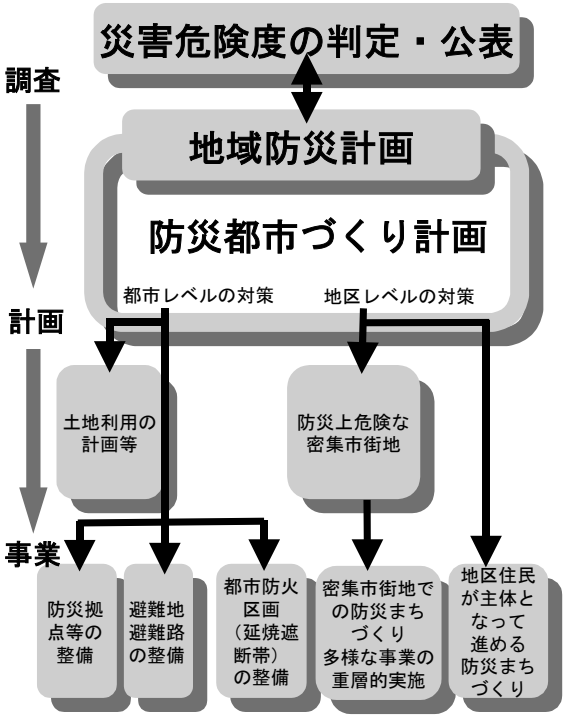

＜防災都市づくりの展開フロー＞

※　平成９年１０月１７日　建設省都再発第９号　建設省都市局長通知

（２）災害危険度の判定調査

防災都市づくり計画の策定にあたっては、防災部局などの関係部局との連携を密にすると共に、災害危険度判定調査等を実施し、客観的でわかりやすいデータに基づき、市民の理解と協力を得て立案することが必要である。なお、延焼危険度、避難危険度、その他地域の特性に鑑みて必要となる調査は、都市防災総合推進事業の補助対象となり得る。

〈震災に関する危険度判定（例）〉

◆　災害危険度判定のフロー

評価項目の設定	都市レベル　延焼：都市全体の燃えやすさ 避難：広域避難の困難性 地区レベル　延焼：地区内の燃えやすさ、消防活動の困難性 避難：一次避難活動の困難性、道路閉塞の危険性
評価方法の選定	都市レベル　延焼：都市防火区画整備率 避難：広域避難困難区域率 地区レベル　延焼：不燃領域率・木防建ぺい率、消防活動困難区域率 避難：一次避難活動の困難性、道路閉塞の危険性
データの収集	・既存の都市計画基礎調査、道路台帳、固定資産台帳、関係機関資料等を活用 ・必要に応じて図面にて計測
各項目毎の評価と総合評価	・既存の都市計画基礎調査、道路台帳、固定資産台帳、関係機関資料等を活用 ・必要に応じて図面にて計測

◆ 都市レベル：延焼危険度

○ 評価項目：「都市全体の燃えやすさ」

○ 評価方法（都市防火区画整備率）

$$\text{都市防火区画整備率（\%）} = \frac{\sum\left(\text{都市防火区画の各辺長} \times \frac{\text{現状の幅員}}{\text{延焼遮断帯の軸となる道路等の必要幅}} \times \frac{\text{現状の耐火率}}{\text{必要な周辺の耐火率}}\right)}{\text{都市防火区画全周長}} \times 100$$

※ 避難に必要な標準的道路幅員（15m）及び耐火率（70%）の場合、以下の数式となる。

都市防火区画整備率（%）

$$= \frac{\sum\left\{l \times \frac{a}{15} \times \left(\frac{b1}{70} + \frac{b2}{70}\right)\right\}}{L} \times 100$$

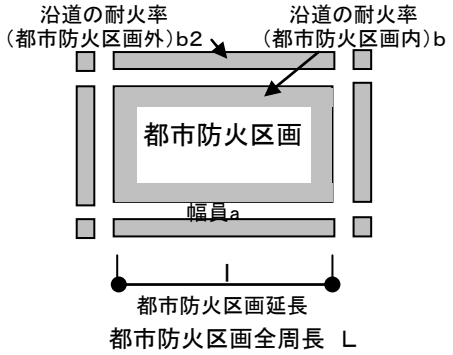

○ 評価

都市レベルの延焼危険度	都市防火区画整備率
1	80%以上
2	60%以上80%未満
3	40%以上60%未満
4	20%以上40%未満
5	20%未満

◆ 都市レベル：避難危険度

○ 評価項目：「広域避難の困難性」

○ 評価方法（広域避難困難区域率）

$$\text{広域避難困難区域率（\%）} = \frac{\text{都市防火区画に占める広域避難地から歩行距離2km以遠の範囲の面積}}{\text{都市防火区画の面積}} \times 100$$

○ 評価

都市レベルの避難危険度	都市防火区画整備率
1	20%未満
2	20%以上40%未満
3	40%以上60%未満
4	60%以上80%未満
5	80%以上

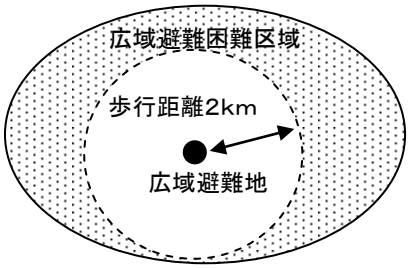

◆ 地区レベル：延焼危険度

○ 評価項目：「地区内の燃えやすさ」、「消防活動の困難性」

○ 評価方法a（不燃領域率、セミグロス木防建ぺい率）

不燃領域率（%） ＝空地率＋（1－空地率/100）×耐火率
木防建ぺい率（%）＝木造（防火造り含む）建築物の建築面積／セミクロス地区面積×100

危険度（a）	不燃領域率	木防建ぺい率
1	70%以上	ー
2	70%未満	20%未満
3	同上	20%以上30%未満
4	同上	30%以上40%未満
5	同上	40%以上

※空地率： 対象とする地区面積のうち空地面積の占める割合（但し、空地面積は短辺又は直径40m以上かつ面積が1，500㎡以上の水面、公園、運動場、学校、一団地の施設等の面積及び、幅員6m以上の道路面積の合計）
※耐火率： 全建物の建築面積のうち、耐火建築物が占める割合
※セミグロス地区面積： 地区面積から幅員15m以上の道路（延焼遮断帯、避難路を想定）、水面、河川及び大規模空地（概ね1ha以上）を差し引いた面積

○ 評価方法b（消防活動困難区域率）

$$\text{消防活動困難区域率（\%）} = \frac{\text{町丁目内で消防自動車が通行できる道路に面する震災時有効水利から消防活動が容易にできる範囲以遠}}{\text{町丁目面積}} \times 100$$

危険度（b）	消防活動困難区域率
1	20%未満
2	20%以上40%未満
3	40%以上60%未満
4	60%以上80%未満
5	80%以上

※「震災時に消防自動車が通れる道路」:
幅員6m以上
※「震災時有効水利」:
消防車が震災時に通行可能な箇所（例：幅員6m以上の道路に近接等）に位置する耐震性貯水槽や消火に活用できる河川、プールため池等
※「消防活動が容易にできる範囲」:
消防車搭載ホース延長200mと想定してホースの屈曲を考えて、水利から140m以内の区域とする

○ 評価

地区レベルの延焼危険度	相加平均｛(a+b)/2｝
1	1
2	1.5及び2.0
3	2.5及び3.0
4	3.5及び4.0
5	4.5及び5.0

不燃領域率、木防建ぺい率による危険度と消防活動困難区域を相加平均して、地区レベルでの延焼危険度を求める。

◆ 地区レベル：避難危険度

○ 評価項目：「道路閉塞の危険性」と「一次避難活動の困難性」

○ 評価方法a（道路閉塞率）

$$\text{道路閉塞確率（\%）} = \frac{\text{4m未満道路延長} + \text{4～8m道路延長} \times \text{建物老朽度、地盤状況による閉塞確率}}{\text{総延長}} \times 100$$

地盤の液状化の危険性が高い地区においては、その範囲にある建物は全て倒壊するものとして道路閉塞確率を求める。

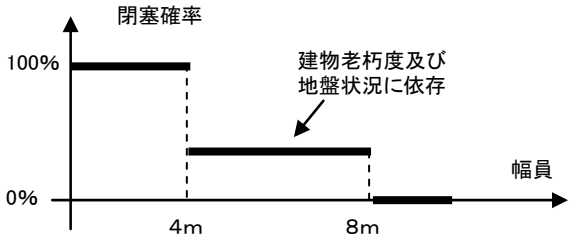

○ 評価方法b（一次避難困難区域率）

$$\text{一次避難困難区域（\%）} = \frac{\text{町丁目に占める一次避難地等から一定距離以遠の範囲の面積}}{\text{町丁目の面積}} \times 100$$

※ 一定距離：日常生活をカバーできる範囲（小学校区の大きさ等）

○ 評価

危険度（a）	道路閉塞確率
1	40%未満
2	40%以上50%未満
3	50%以上60%未満
4	60%以上70%未満
5	70%以上

危険度（b）	消防活動困難区域率
1	20%未満
2	20%以上40%未満
3	40%以上60%未満
4	60%以上80%未満
5	80%以上

地区レベルの避難危険度	相加平均｛(a+b)/2｝
1	1
2	1.5及び2.0
3	2.5及び3.0
4	3.5及び4.0
5	4.5及び5.0

道路閉塞確率による危険度と一次避難困難区域率による危険度を相加平均して、地区レベルでの避難危険度を求める。

※ 詳細については、「震災に強い都市づくり・地区まちづくりの手引」を参照。

〈街区レベルでの危険度判定（防災まちづくり支援システム）〉

防災まちづくり総プロの研究成果を活用して、GIS データを用いてまちの現状と計画案をシミュレーションして防災性能を評価する「防災まちづくり支援システム」を防災まちづくり支援システム普及管理委員会と協力して開発した。本システムは、延焼・アクティビティのシミュレーションが行えるとともに、住民向けの公表を考慮して街区単位で危険度を示すことが可能となっている。

本システムは、これまで下記のような目的に利用されている。

【住民ワークショップでの活用】大阪府寝屋川市

現況や計画案を判りやすく評価し、まちづくり意識の醸成を図る。

【様々な対策の比較検討】大阪市

様々なまちづくり計画案を客観的に比較でき、説得力の高い対策手法を思考する。

【施策評価】東京都荒川区

※ 本システムの入手・活用については、防災まちづくり普及管理委員会ＨＰ参照

(http://www.bousai-pss.jp/)

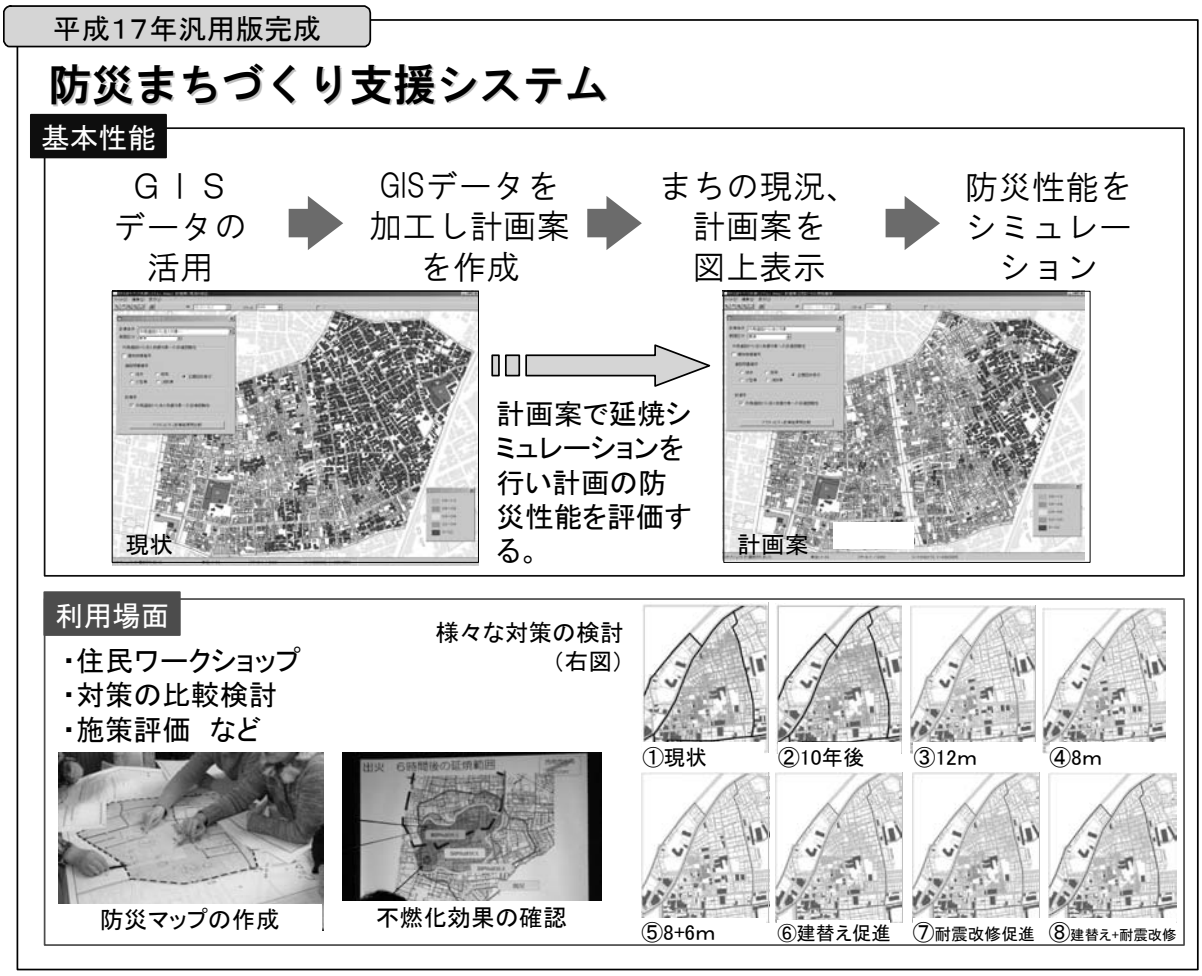

防災まちづくり支援システム普及管理委員会の下で開発

（２）都市施設等の防災的役割

先の阪神・淡路大震災において、幹線道路や公園緑地などの都市施設が火災拡大防止や避難などに大きな役割を果たした。

震災に限らず、日常的にも十分な公園緑地や道路空間等のオープンスペースがあること、交通施設やライフラインなど都市機能を支える施設が充足されていることは都市の基本要件である。この点を踏まえ、震災に強い都市構造を形成する観点からも都市施設等の整備を計画することが必要である。

①避難地・避難路の確保

公園緑地、広場等のオープンスペースを活用して、震災火災から住民の生命・身体を守る「広域避難地」、地域の防災活動拠点及び避難中継の役割を果たす「一次避難地」を確保する。これらは、一定以上の広さや避難路のアクセスが確保されていること等が重要である。「避難路」は、避難地と地域を結ぶために、十分な幅員を有する市街地内幹線道路（４車線以上）、補助幹線道路（２車線程度）、緑道等を使ったネットワークとして計画することが重要である。

なお、火災危険度が高い市街地に位置する避難地・避難路では、周辺や沿道での「建築物の不燃化」を図り、火災に対する避難者の安全を確保する。

②都市防火区画の形成

震災火災の被害を最小限にするため、幹線道路、公園緑地、鉄道・河川や不燃建築物群等による「延焼遮断帯」を配置して、延焼拡大を防ぐブロックである「都市防火区画」に市街地を区分することが必要である。

③防災拠点となる施設の配置

街区公園等を活用して、住民等の消火・救護活動、集結の拠点となる「防災空地」を市街地内に配置する。また、地域防災計画と整合をとりながら、防災センター（災害対策本部、日常的な防災啓発施設等）、コミュニティ防災拠点（避難所等）など拠点となる施設を整備する。

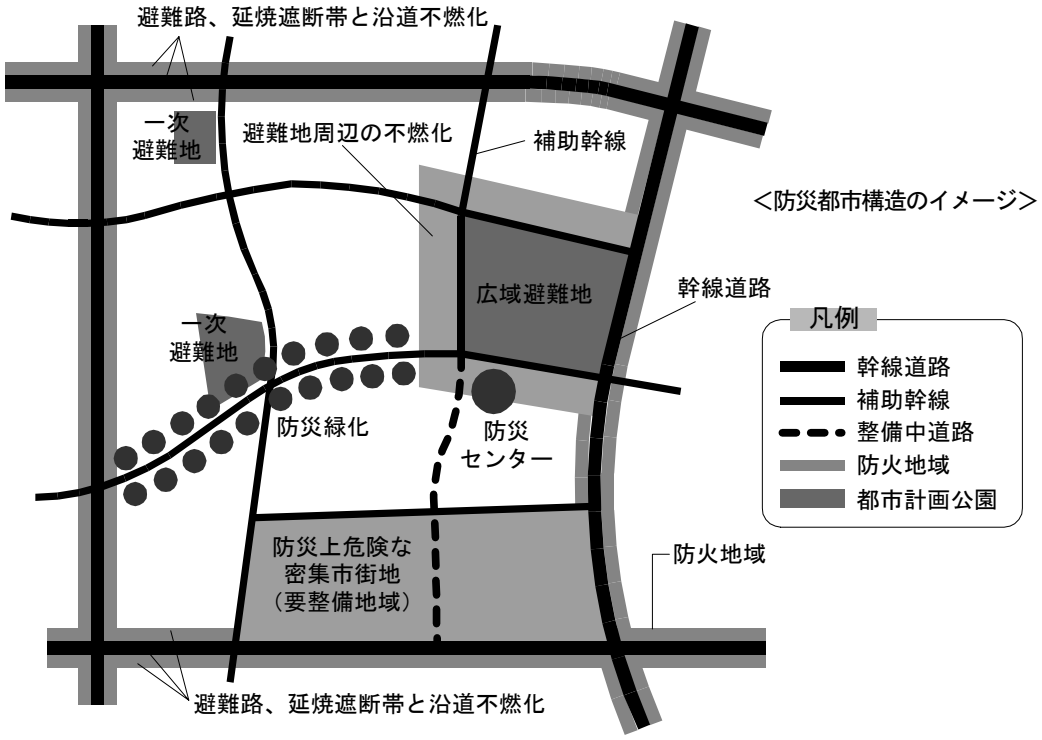

～　阪神・淡路大震災による知見　～

（1）都市構造による延焼遮断

地震に伴い発生した火災により、木造老朽密集市街地を中心に約 66ha を焼失した。幸いにして、地震が発生したのが早朝で火気を多く使用する時間帯ではなかったことに加えて、風速も秒速２ｍと通常の半分程度であったため、火災による被害は、想定されるものとしては最小であったと考えられる。そのような条件のもとに発生した地震であったにもかかわらず、同時に多発した火災は消防力を上回って拡大した。

大規模火災の焼け止まり要因を整理したのが右記の図である。道路・鉄道等で焼け止まったのが 4 割、耐火建築物によるものが 3 割、空地等が 2 割であり、消防活動による延焼遮断は約 1 割であった。このことより、広幅員道路、鉄道線路、公園等の大規模空地や学校・マンション、列状の耐火建築物群等の形状や配置、すなわち都市の構造形態が市街地火災の焼け止まりに対して大きく影響することが明らかになった。

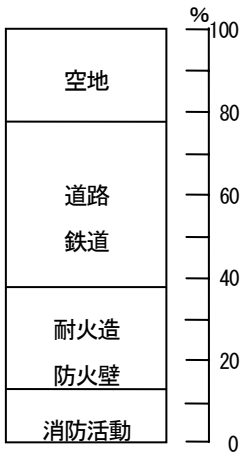

延焼阻止要因

（消防研究所調査より）

（2）防災上危険な密集市街地

発生した火災のうち、焼失面積 1,000 ㎡以上の大規模火災地区（43 地区）について、建築研究所が現地火災被害調査に基づき火災規模と市街地構造の分析を行っている。この分析で平均宅地面積と火災規模の関係をみると、1 棟当たり平均宅地面積約 100 ㎡以下の狭小建築物が密集している地域で大規模火災になる可能性が高いことがわかる。

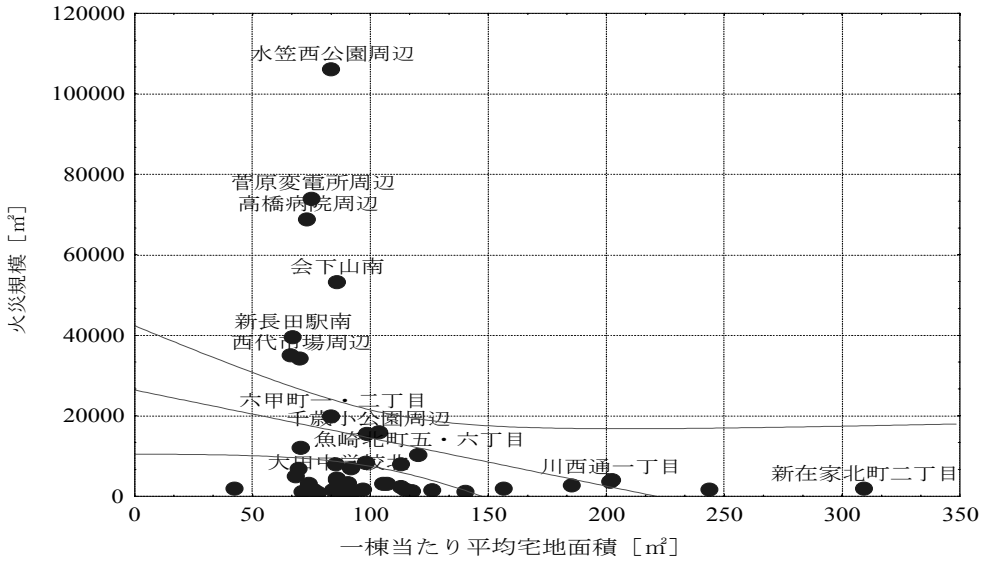

1 棟当たり平均宅地面積と火災規模の関係（建築研究所調査より）

～　避難地・避難路の基準　～

避難地・避難路については、地震防災対策特別措置法等に基づき主務大臣が定める基準によりその規模・構造が決められている。

（１）広域避難地の基準

公園、緑地、広場その他公共空地で、次のいずれかに該当するもの

ア）面積が10ha以上のもの

イ）面積が10ha未満の公共空地で、当該公共空地に隣接し、又は近接してこれと一体的に避難地としての機能を有する公共施設その他の施設の用に供する土地の区域との合計面積が10ha以上となるもの

ウ）土地利用の事情を勘案して、地震災害時における避難上必要な機能を有すると認められるもの。

（２）一次避難地の基準

面積１ha以上で公共空地であるもの

（３）避難路の基準

広域避難地又はこれに準ずる安全な場所へ通ずる道路又は緑道であって、次のいずれかに該当するもの

ア）幅員が15m以上の道路又は幅員が10m以上の緑道

イ）沿道市街地における土地利用の状況その他の事業を勘案して、地震災害時における避難上必要な機能を有すると認められる道路又は緑道

○広域避難地としての性能判定の目安は、「周辺市街地が大火になったと想定した場合、人体に影響のない範囲（輻射受熱が2,050kcal/㎡hを下回る）となる安全な有効避難地面積が避難者数に応じて確保できる」である。

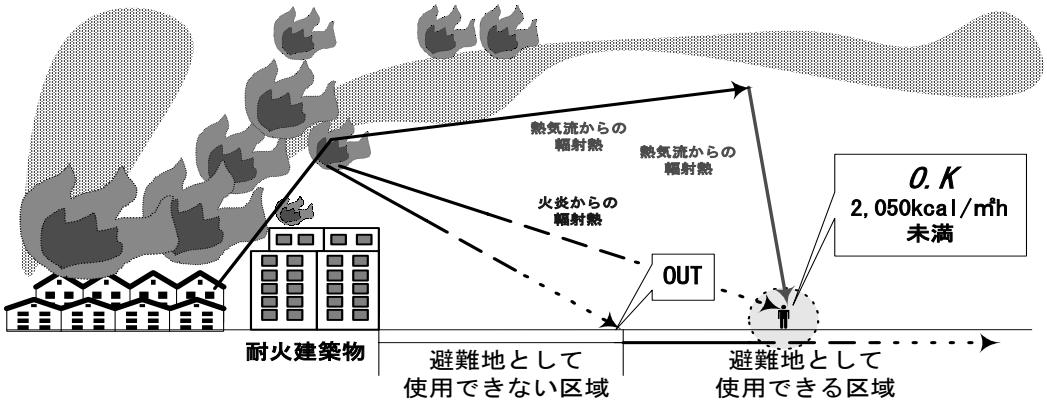

○避難路

◆　必要幅員の求め方

避難者数＝対象地域の人口密度×面積÷４方向

※　150人/ha　対象面積4km×4km/2

＝150人/ha×8k㎡÷4＝3万人

避難に必要な幅員

＝避難者数÷歩行密度÷歩行速度÷避難時間

※　歩行密度1㎡（駅のホーム状態）

※　歩行速度2km/h　※避難時間2h

＝3万人÷1㎡÷2000m/h÷2h＝7.5m

∴　1m＋2m＋4m＋Ｘ（7.5）m＋1m＝<u>15.5m</u>

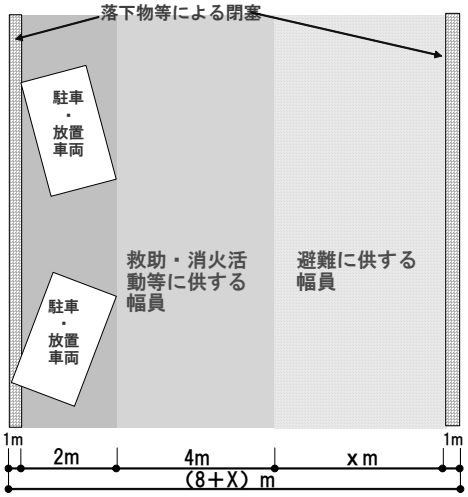

２．密集市街地対策の概要

（１）密集市街地対策について

密集市街地は高度成長期を通じて形成され、震災･大火の危険性が大きく、都市全体へ悪影響を及ぼすために、都市防災対策上、重点的な対策を必要としている一方で、良好な都心居住推進の可能性を持つ地域でもある。

密集市街地の整備・改善については、平成 13 年 12 月及び平成 19 年 1 月に都市再生本部（本部長：内閣総理大臣）において都市再生プロジェクト（第三次決定・第十二次決定）として決定されている（P40, 41 参照）。

（２）防災環境軸の創出

都市再生プロジェクトの決定内容を踏まえ、特に緊急に整備すべき密集市街地について効率的に防災性の向上を図るため、都市計画道路の整備と一体的に沿道の建築物の不燃化を促進し、避難路・延焼遮断帯として機能する空間（防災環境軸）を緊急かつ重点的に整備する。

■現状

・災害時の避難路が未整備、火災時の延焼危険性が大
・緑地等のオープンスペースが絶対的に不足
・高度利用が図れない（狭い道路幅員、狭小な敷地）

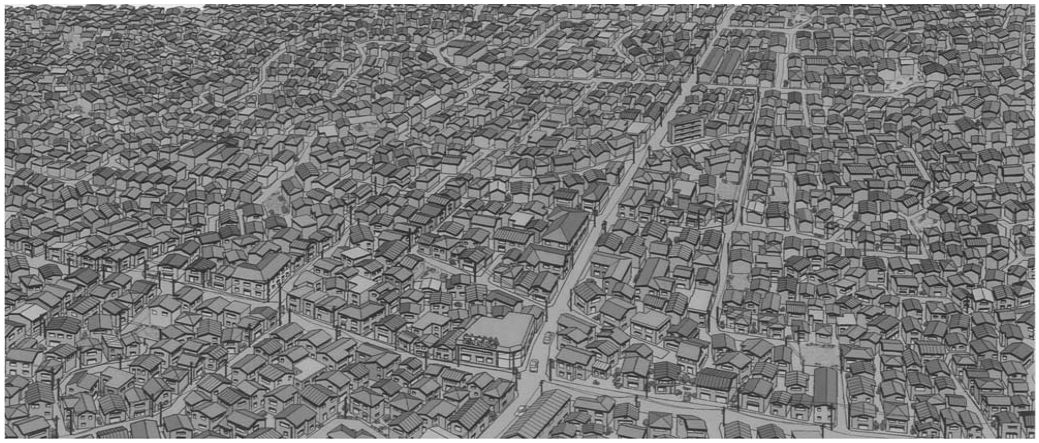

■「防災環境軸」の緊急整備

・災害時の避難路、延焼遮断帯として機能
・緑豊かな空間
・沿道敷地の高度利用と住宅供給
・住民の生活支援サービス施設が立地する「生活軸」

【都市再生プロジェクト（密集市街地の緊急整備）】

都市再生プロジェクト（第三次決定）

Ⅰ．密集市街地の緊急整備

地震時に大きな被害が想定される危険な密集市街地（東京、大阪各々約6,000ha、全国で約 25,000ha）について、特に大火の可能性が高い危険な市街地を対象に重点整備し、今後１０年間で最低限の安全性を確保する。

（１）東京において、密集市街地全体を大きく貫く緑のオープンスペース機能を持つ連続した骨格軸を形成する。このため、環状六号線と環状七号線の間の未整備都市計画道路やこれに連なる公園や沿道の市街地等の整備を集中的に実施する。また、大阪においても同様に骨格軸の形成を図る。

（２）密集市街地のうち、特に大火の可能性の高い危険な市街地（東京、大阪各々約2,000ha、全国で約8,000ha について、今後10年間で重点地区として整備することにより、市街地の大規模な延焼を防止し、最低限の安全性を確保する。

このため、空地の確保や建築物の耐震不燃化に向け、

①未整備の都市計画道路を重点整備するとともに、これと一体となった沿道建築物を整備する。

②これと連携し、高齢者など従前居住者用の住宅対策や、工場跡地等低未利用地を活用した市街地整備、電線類の地中化等の施策を、総合的・集中的に実施する。

このような総合的かつ先導的な取り組みを、太子堂地区（世田谷区）、東池袋地区（豊島区）、西新井駅西口地区（足立区）、福島区北西部地区（大阪市）、寝屋川大東線沿道地区（大阪府寝屋川市・門真市）等において展開する。

（３）密集市街地全域について、敷地の集約化・整序や地区内の空地確保等居住環境向上に向けた住民の主体的取組の支援体制を強化する。このため、

①専門家やまちづくり組織を積極的に活用できるしくみを整備する。

②地権者による防災性の向上に資する自主的な建物更新を促進するため、日影規制や斜線制限の合理化等に向けて制度を見直す。

（４）また、民間活力を最大限発揮できる制度を導入する。

①一定の民間事業者に、従来公的主体に限定されていた強制力をもった再開発の施行権能を付与する。

②民間事業者の提案を積極的に受け止め、迅速に都市計画が変更される制度を創設する。

都市再生プロジェクト（第十二次決定）

Ⅰ．密集市街地の緊急整備

－重点密集市街地の解消に向けた取組の一層の強化－

密集市街地の整備については、平成９年に「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律」（密集法）の制定によりその制度的枠組みが準備された。その後、平成 13 年 12 月には都市再生本部において「密集市街地の緊急整備」が都市再生プロジェクト（第３次）として決定され、特に大火の可能性の高い危険な市街地を重点地区として整備する市街地（重点密集市街地）と位置付け、平成 23 年度までに、最低限の安全性を確保すること等が目標として設定されている。この決定を受け、平成 15 年には密集法の改正により密集市街地の整備に係る制度の充実が図られ、今日に至るまでの取組がなされ、一定の成果を上げてきたところである。

しかしながら、密集市街地については、地権者の取組意欲や受け皿となる住宅の不足による老朽住宅除却の遅れ、一部の地権者の反対による基盤整備等の遅れ、狭隘敷地が多く基盤が未整備であるため、建築規制により有効に活用されない敷地や建替えが困難な住宅が数多く存在する等の多くの隘路を抱えていることから、これまでの整備・改善の速度では平成 23 年度までにすべての重点密集市街地において最低限の安全性を確保するという目標の達成は困難な状況にあり、その加速化が必要である。

こうした隘路を解決し、密集市街地の整備・改善を加速化するためには、
① 従前居住者の居住の安定にも配慮した老朽住宅の除却及び建替えの促進
② 避難・延焼防止に有効な道路等の基盤整備の着実な推進
等について従来からの取組をさらに強化する必要がある。

このため、重点密集市街地の早期解消に向けた取組を一層強化する。
具体的には、これまでの取組に加え、以下の対策等を総合的に講ずることにより、密集市街地のリノベーションを戦略的に推進する。

①危険な老朽住宅の除却促進
- **従前居住者用の受け皿住宅整備のための制度の充実と併せた除却勧告の対象の拡大**

②面的整備事業による基盤整備と建替えの一体的な推進
- **用地買収方式による面的整備事業制度の拡充**
- **各種事業の連携により都市計画道路と併せた沿道整備を促進するための制度の創設**
- **地震時に危険な耐火建築物の建替えを促進するための事業制度の見直し**
- **住民による自発的な建替えへの支援**

③容積移転等を活用した建替え促進
- **道路等と一体的に整備する受け皿住宅等にあらかじめ容積を移転することができる制度の創設**
- **住民等が都市計画の提案をしようとする際の支援**

（３）社会資本整備重点計画

社会資本整備重点計画法に基づき、社会資本整備重点計画（第２次、H20～H24 年度）が平成 21 年３月に決定された。

重点計画では、今後５年で実現する社会資本整備の目標を、成果目標（アウトカム目標）の提示により、国民に分かり易く提示している。

本計画において、密集市街地対策は、重点目標「大規模な地震等の災害に強い国土づくり」（大規模な地震や火災から、生命・財産・生活の安全性と社会経済活動を確保する。また、災害発生時の避難施設、支援活動を確保する。）に位置付けられており、防災上、居住環境上の課題を抱える密集市街地において、老朽建築物等の除却・建替え、道路・公園等の防災上重要な公共施設の整備等を総合的に行う。

具体的な成果目標としては、

地震時等において大規模な火災の可能性があり、重点的に改善すべき密集市街地のうち最低限の安全性が確保される市街地の割合【約 8,000ha のうち、約 35%（H19）→概ね 10 割（H23）】

である。「地震時等において大規模な火災の可能性があり、重点的に改善すべき密集市街地」とは、そのままでは今後 10 年以内に最低限の安全性を確保すること【注】が見込めない密集市街地（東京、大阪各々約 2,000ha、全国で約 8,000ha）のことである。

【注】地震等において同時多発火災が発生したとしても、際限なく延焼することなく、大規模な火災による物的被害を大幅に低減させ、避難困難者がほとんど生じないことをいい、市街地の燃えにくさを表す指標である不燃領域率で 40%以上を確保すること等をいう。

不燃領域率とは、市街地面積に占める耐火建築物の敷地及び幅員６m以上の道路等の公共施設面積の割合。

不燃領域率と市街地の焼失率の関係

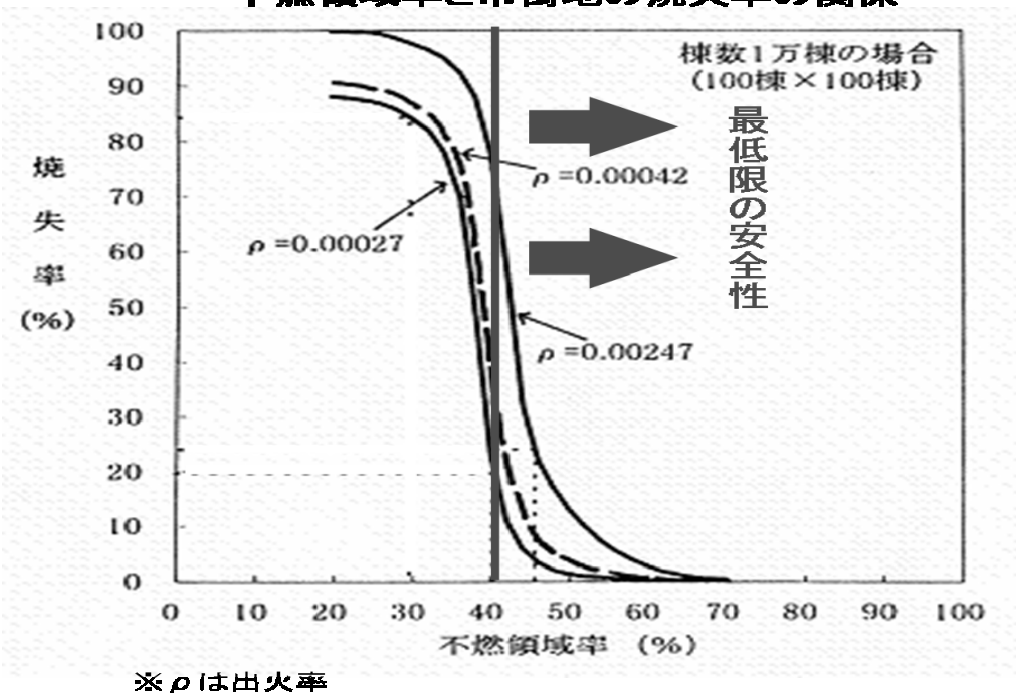

※ρは出火率
※点線は阪神・淡路大震災のケース

３．密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の概要

（１）法律の概要について

阪神・淡路大震災の経験に鑑み、大規模地震時に市街地大火を引き起こすなど防災上危険な状況にある密集市街地の整備を総合的に推進するため、平成９年に施行された。

平成 13 年には、都市再生プロジェクト（第三次決定）において「地震時に大きな被害が想定される危険な密集市街地について、特に大火の可能性が高い危険な市街地を対象に重点整備し、今後 10 年間で最低限の安全性を確保する」と決定された。これを踏まえ、大火の可能性が高い密集市街地について防災街区の整備の一層の促進を図るため、平成 15 年および平成 19 年に改正が行われた。

防災上危険な密集市街地を都市計画（防災街区整備方針）において明確化（防災再開発促進地区の指定）した上で、他に講じられる防災施策と連携し効果的な再開発を促進するため、以下の措置を講じる。

○耐火建築物への建替え、延焼防止上危険な建築物の除却

①建替えに対する補助

防災再開発促進地区において、防災上有効な建替えに関する計画について地方公共団体の認定を受けた場合、共同・協調建替え事業については補助を受けることができる。

②延焼等危険建築物に対する措置

イ 除却勧告

地方公共団体は、防災再開発促進地区において、地震時に著しい延焼被害をもたらすなどの可能性が高い老朽建築物（延焼等危険建築物）の所有者に対し除却を勧告することができる

ロ 居住安定計画の認定

イの除却勧告を受けた賃貸住宅の所有者は「居住者の居住の安定の確保及び延焼等危険建築物の除却に関する計画」を策定し、市町村長の認定を受けることができる。この認定により、

1）居住者は、地方公共団体からの支援措置として、

・公営住宅等地方公共団体の管理する住宅への入居、家賃の減額

・移転費用の補助

を受けることができる。

2）所有者及び居住者の間の賃貸借関係については、正当事由に係る借地借家法の関係規定は適用せず、所有者は賃借人に対し賃貸借契約の更新拒絶の通知または解約の申し入れを行うことができる。

○密集市街地の防災機能を向上させるための特定防災街区整備地区制度

防火地域又は準防火地域に定められている土地の区域のうち、防災都市計画施設と一体となって特定防災機能を確保するための防災街区として整備すべき街区等を、特定防災街区整備地区として都市計画に定めることができる。（具体的な内容は（３）を参照）

○地区の防災性の向上を目的とする地区計画制度等（具体的な内容は（２）を参照）

①防災街区整備方針

道路、公園等の基幹的な骨格軸（防災環境軸）の体系的・効果的な整備を図るため、防災街区整備方針に防災公共施設及びその周辺の建築物の整備に関する計画の概要を明示する。

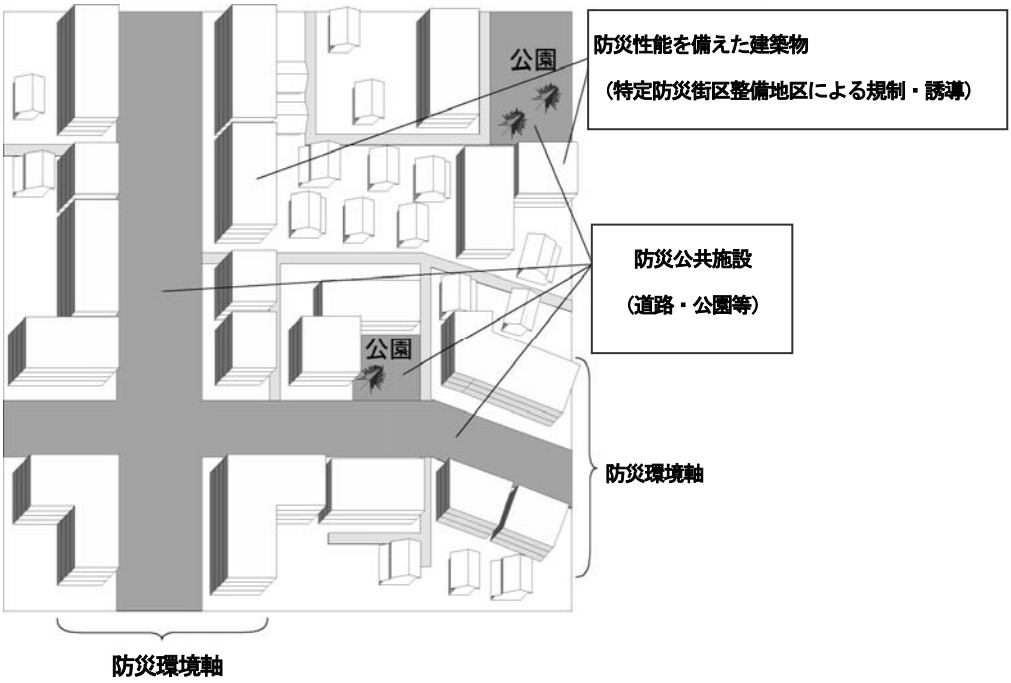

②防災街区整備地区計画

市町村は、火災被害の軽減等に役立つよう、地区レベルの道路等の公共施設の整備とその沿道に耐火建築物を誘導するための計画事項を追加した地区計画として防災街区整備地区計画を定めることができる。

③防災街区整備権利移転等促進計画

市町村は、防災街区整備地区計画の中で、地権者等の同意を得て、耐火建築物の建築、道路等の公共施設の整備など地区計画を実現する者へ土地の権利を円滑に移転するための計画を作成できる。

④建築基準法の接道の特例

防災街区整備地区計画の区域内の予定道路については、全区間が築造前であっても、これに接する建築物ごとに、接道要件を判断できる。

○老朽建築物を防災性能を備えた建築物に更新する防災街区整備事業

建築物、建築物の敷地及び公共施設の整備に関する事業である。

（具体的な内容は（４）を参照）

○施行予定者制度

道路、公園等の防災公共施設の都市計画において、計画から事業着手までのプログラムを明らかにするため、施行予定者及び事業着手予定時期を定める。併せて、その確実な実施を担保するため、事業着手までの間、特別な建築制限等の特例を設ける。

○避難経路協定制度

避難経路の安定的かつ永続的な確保を図るため、防災再開発促進地区内の土地所有者等の同意により避難経路協定が締結された場合に、市町村の認可を受ければ、当該協定に承継効を付与することができる。

○地域住民による市街地整備の取り組みを支援する仕組み

①防災街区計画整備組合

防災街区整備地区計画の中で、地権者が協同して耐火建築物の建築や道路等の公共施設の整備を一体的に行う法人として、組合を設立できる。

②防災街区整備推進機構

組合などの防災街区の整備の事業を促進するため、市町村長が「まちづくり公社」やNPO法人などを防災街区整備推進機構として指定し、同機構は国の融資等を活用して事業用地の先行取得や事業を行う者に対する情報の提供その他の援助を行う。

○都市再生機構の住宅・まちづくりのノウハウの活用

都市再生機構は、被災市街地復興特別措置法と同様の趣旨から、大都市に存する防災再開発促進地区等で、地方公共団体の委託に基づき、市街地の整備に係る業務を行うことができる。

（２）防災街区整備地区計画

地区の防災性の向上を目的とする地区計画制度

＜区域＞
- 特定防災機能を果たす公共施設がない
- 特定防災機能に支障を来している
- 用途地域が定められている

＜都市計画に定める事項＞
- 名称、位置、区域等
- 目標、整備に関する方針
- 地区防災施設の区域
  このうち特定地区防災施設を定める場合はその区域と特定建築物地区整備計画
- 防災街区整備地区整備計画
  （必要に応じて定める）

特定防災機能：火事または地震が発生した場合において、延焼防止上および避難上確保されるべき機能

地区防災施設：特定防災機能を確保するために整備されるべき主要な道路、公園その他（都市計画施設を除く）

特定地区防災施設：地区防災施設のうち建築物その他工作物と一体となって当該特定防災機能を確保するために整備されるべきもの

特定建築物地区整備計画：当該特定地区防災施設の区域及び当該建築物等の整備に関する計画

防災街区整備地区整備計画：地区防災施設の区域以外の防災街区整備地区計画の区域について定める計画

なお、平成１４年の都市計画法等の改正において、いわゆる誘導容積型、用途別容積型及び街並み誘導型、平成１９年の都市再生特別措置法等の改正において、いわゆる容積適正配分型の防災街区整備地区整備計画制度が創設された。

【イメージ図】

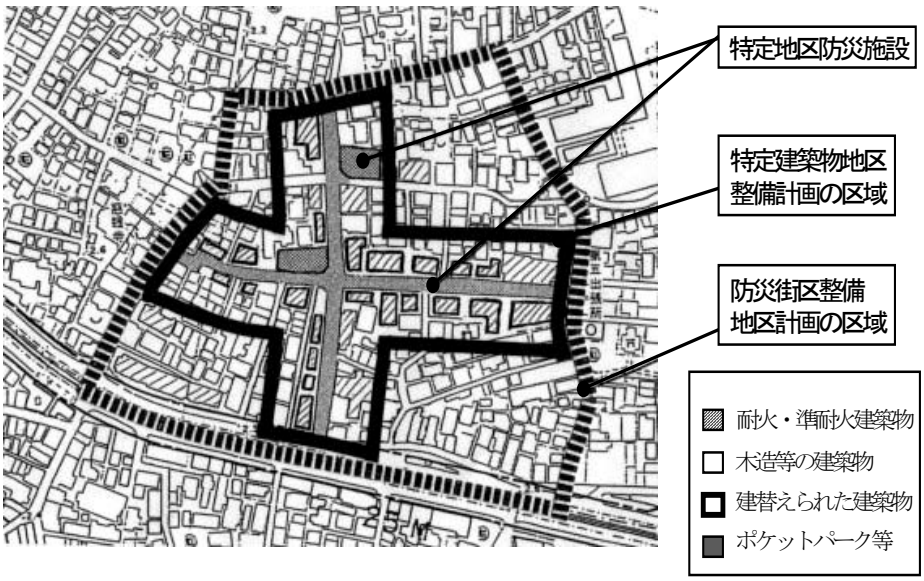

（３）密集市街地の防災機能を向上させるための特定防災街区整備地区制度

密集市街地について、延焼防止効果をより高めるため、建築物に関し、防災性能や敷地の広さに関する制限等を定めて、建築物の個別建替えを適切に誘導するとともに、道路、公園等の防災公共施設の周辺については、併せて、火炎が大きく周辺に広がらない街区の形成を図り、また避難路・避難地としての機能を高めるため、セットバックされた一定の高さや一定の幅の建築物の建築を誘導する。

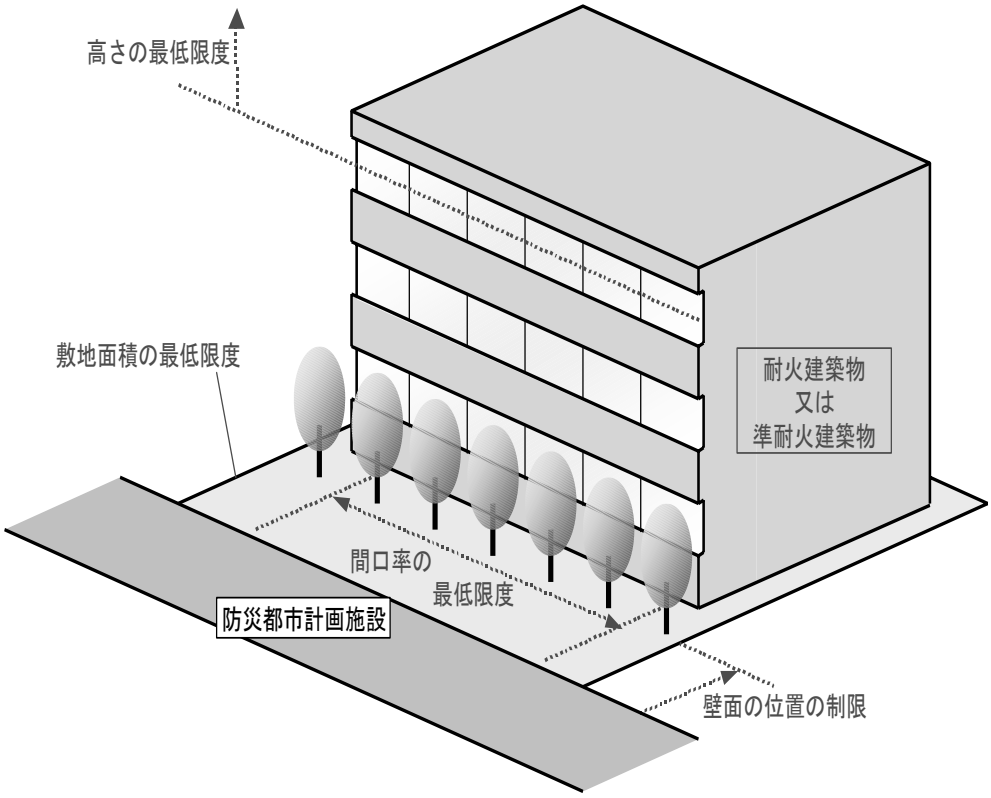

※間口率の最低限度及び高さの最低限度は、防災公共施設周辺でのみ定める。

（4）老朽建築物を防災性能を備えた建築物に更新する防災街区整備事業

建築物への権利変換による土地・建物の共同化を基本としつつ、例外的に個別の土地への権利変換を認める柔軟かつ強力な事業手法を用いながら、老朽化した建築物を除却し、防災性能を備えた建築物及び公共施設の整備を行う。

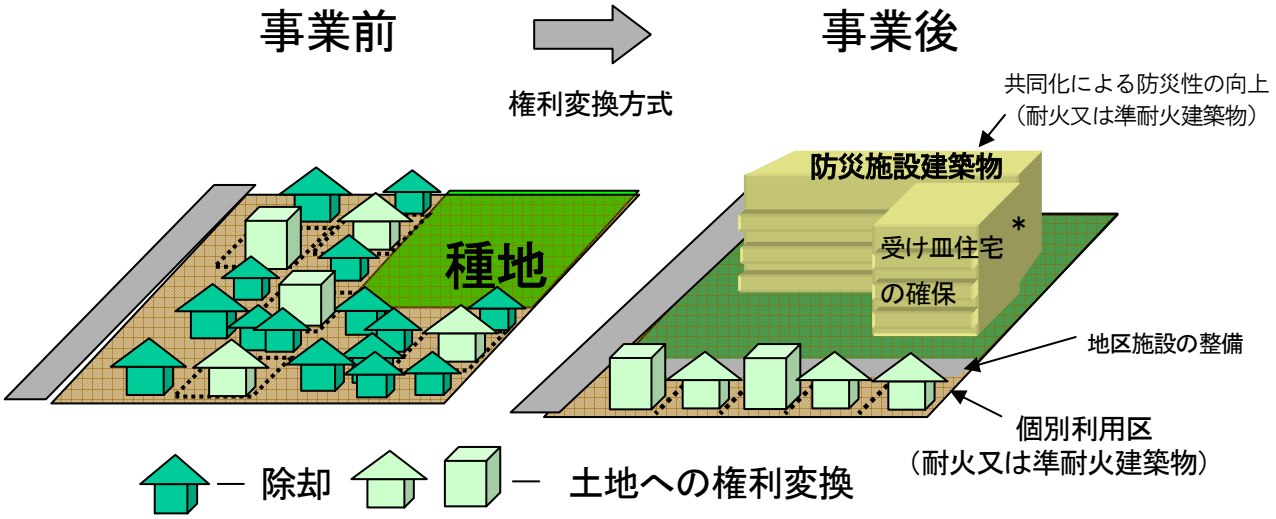

＊　事業費の助成のほか、従前居住者対策としての家賃対策補助等を実施

改正後の密集法について

防　災　街　区　整　備　方　針　［マスタープラン］

防災再開発促進地区〔面整備〕

一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区

防災街区整備の整備又は開発に関する計画の概要

防災公共施設等〔防災環境軸〕

防災公共施設の整備及びこれと一体となって特定防災機能を確保するための建築物等の整備に関する計画の概要

建替計画の認定

老朽木造建築物の耐火・準耐火建築物への建替を促進（費用の補助など）

認定基準の強化
一敷地の面積要件の追加等

税制上の特例措置
事業用資産の買換特例、長期譲渡所得課税に係る軽減税率の適用等

延焼等危険建築物除却勧告制度

延焼の危険性の特に高い木造建築物に対し除却勧告

居住安定計画の認定

地方住宅供給公社への委託
地方住宅供給公社は、委託により、居住安定計画を作成

避難経路協定

土地所有者等は、避難経路の整備又は管理に関する協定を締結

第二種市街地再開発事業の面積要件の緩和

防災再開発促進地区における第二種市街地再開発事業の面積要件を、０．５ｈａ以上から０．２ｈａ以上に緩和する

防災施設の整備の特例

防災街区整備推進機構

特定防災街区整備地区

都市レベルの観点から防災機能を確保すべき地域について、建築物への防災上必要な制限（建築物の構造に関する防火上の制限など）を課す。

防災街区整備地区計画

地区レベルの観点から街区単位で、防災上必要な建築物への制限等と、防災上必要な公共施設をきめ細かく定める。

容積適正配分型地区計画の創設

道路等と一体的に整備される受け皿住宅等にあらかじめ容積を移転することができる地区計画制度を創設

防災街区整備事業

権利変換手法による土地・建物の共同化を基本としつつ、個別の土地への権利変換を認める柔軟かつ強力な事業手法を用い、老朽化した建築物を除却し、防災性能を備えた建築物及び公共施設を整備

施行区域要件の緩和

耐火建築物であっても大地震に弱い建築物は、防災性能が低いものとして要件にカウント

都市再生機構による従前居住者用賃貸住宅の建設

老朽住宅の従前居住者の受け皿住宅は、地方公共団体の要請により都市再生機構が整備

４．宅地造成等規制法の概要

（１）法律の概要について

戦後の宅地開発が行われた造成地において集中豪雨等により崖崩れ等の災害が頻発したことを受けて昭和３６年に制定された。

同法により、宅地造成に伴い崖崩れ等により災害が生ずるおそれが大きい市街地等を、都道府県知事等が「宅地造成工事規制区域」として指定し、当該区域内において行われる宅地造成工事を許可制とするとともに、宅地所有者等に対して必要な勧告及び命令を行ってきた。

平成７年の阪神・淡路大震災、平成１６年の新潟県中越地震等において、大規模盛土造成地（※）で滑動崩落による被害が多発したことを受け、平成１８年に同法は改正され、新規宅地造成に係る耐震性を確保するための技術基準が法令上明確にされるとともに、宅地造成工事規制区域外で崩落等危険のある既存の盛土造成地等を「造成宅地防災区域」として都道府県知事等が指定し、宅地所有者等に対して必要な勧告及び命令を行うことができるようになった。

※大規模盛土造成地：盛土の面積が３，０００平方メートル以上、若しくは、原地盤面の勾配が２０度以上で、かつ、盛土の高さが５メートル以上

（２）宅地耐震化推進事業の創設

平成１８年の法改正に伴い、大地震が発生した場合に大きな被害が生ずる恐れのある大規模盛土造成地における変動予測調査（宅地ハザードマップ作成）や、大地震等に滑動崩落の危険性が特に高く、かつ一定の要件（相当数の居住者、公共施設等への被害をもたらすおそれ等）を満たす大規模盛土造成地における滑動崩落防止工事に対して補助を行う「宅地耐震化推進事業」を平成１８年度に創設し、大地震等が発生した際の宅地の安全性の確保を図ることとしている。

（３）技術指針等の改正

１）平成 19 年の法改正を受け、宅地造成等規制法に基づく宅地造成工事や都市計画法に基づく開発許可による工事にあたっての防災措置に関する基本的方針や具体的手法等をとりまとめた「宅地防災マニュアル」（平成元年策定）において、新規開発事業における宅地耐震技術基準や造成宅地防災区域等における盛土の滑動崩落防止対策等を追加し、都道府県等に技術的助言として通知した（平成 19 年３月）。

２）都道府県知事等が造成宅地防災区域の指定又は宅地造成工事規制区域内における勧告を行う上で必要となる大規模盛土造成地の変動予測調査の手法を示した「大規模盛土造成地の変動予測調査ガイドライン」を策定し、都道府県等に技術的助言として通知した（平成 18 年９月、一部改正平成 19 年３月）。

５．防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律の概要

（１）法律の概要について

昭和 47 年７月の集中豪雨による災害を契機として制定された「防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律」は、豪雨、洪水、高潮その他の異常な自然現象による災害が発生した地域または災害危険区域として建築基準法第 39 条第１項の条例で指定された区域のうち、住民の居住に適当でないと認められる区域内にある住居を集団的に移転させ、もって住民の生命、身体および財産を災害から保護することを目的とし、そのために必要な特別措置として、防災集団移転促進事業に要する経費に対する国庫補助、起債の特例、国有財産の譲与等の特例その他の特別措置を定めたものである。

（２）国庫補助の対象等

国庫補助対象等の詳細については１７頁を参照。

（参考）　被災者生活再建支援法の概要

１．制度の対象となる自然災害

① 災害救助法施行令第１条第１項第１号又は第２号に該当する被害が発生した市町村
② １０世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村
③ １００世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県
④ ①又は②の市町村を含む都道府県で、
　５世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口１０万人未満に限る）
⑤ ①～③の区域に隣接し、５世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口１０万人未満に限る）

２．制度の対象となる被災世帯

上記の自然災害により
① 住宅が「全壊」した世帯
② 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

３．支援金の支給額

支給額は、以下の２つの支援金の合計額となる。
（※世帯人数が１人の場合は、各該当欄の金額の３／４の額）

① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊（２．①に該当）	解体（２．②に該当）	長期避難（２．③に該当）	大規模半壊（２．④に該当）
支給額	１００万円	１００万円	１００万円	５０万円

② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）
支給額	２００万円	１００万円	５０万円

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で２００（又は１００）万円

４．支援金の支給申請

（申請窓口）　　市町村
（申請時の添付書面）　①基礎支援金：り災証明書、住民票　等
　　②加算支援金：契約書（住宅の購入、賃借等）　等
（申請期間）　　①基礎支援金：災害発生日から１３月以内

５．基金と国の補助

○ 国の指定を受けた被災者生活再建支援法人（財団法人都道府県会館）が、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用し、支援金を支給。（基金の拠出額：６００億円）
○ 基金が支給する支援金の１／２に相当する額を国が補助。

６．都市・地域安全課関係事業実施状況

６．１　都市防災総合推進事業実施状況

○予算執行状況　　（単位：地区）

			H 11	H 12	H 13	H 14	H15	H 16	H 17	H 18	H 19	H 20
当初予算（百万円）			643	800	756	756	738	852	810	1,520	1,832	2,500
地区数	危険度判定調査		8	5	5	5	2	4	4	8	4	9
	まちづくり活動支援		11	13	14	13	5	13	10	12	13	15
	地区公共施設等整備		6	6	7	11	12	12	19	23	34	60
	都市防災不燃化促進	調査	3	2	4	0	1	5	1	1	1	4
		事業	44	44	44	46	45	41	39	34	24	27
	密集リノベーション		―	―	―	―	―	―	―	―	2	6
	復興まちづくり支援		―	―	―	―	―	―	―	―	―	3
計			72	70	74	74	65	75	73	78	78	124

○災害危険度判定調査

都道府県名	事業主体	地区名	事業実施年度									
			11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
北海道	札幌市		■	■	■							
群馬県	前橋市									■		
東京都	八王子市	八王子市地区										■
	大田区	大田区地区									■	■
	墨田区	墨田区北部地区										■
神奈川県	厚木市		■									
	藤沢市			■	■	■						
	相模原市									■	■	
	大和市										■	
	秦野市	本町四つ角地区										■
	茅ヶ崎市	茅ヶ崎市										■
新潟県	新潟市	新潟市全域								■		
	糸魚川市	筒石地区								■		
富山県	射水市	放生津地区								■		
石川県	金沢市	市街化区域（ 優先的要整備地区）	■	■	■							
長野県	松本市	松本	■		■							■
岐阜県	高山市		■									
	岐阜市									■		
	岡崎市					■						
	豊橋市						■					
	名古屋市	市全域							■	■		
京都府	京都市					■	■					
大阪府	大阪府	府域全域		■								
	大阪市	大阪市域						■	■			■
	堺市							■	■			
	東大阪市			■								
	泉佐野市		■									
	箕面市				■							
	松原市					■						
	吹田市							■		■		
	茨木市							■				
	貝塚市								■			
兵庫県	尼崎市		■									
	南あわじ市	市内全域										■
愛媛県	西条市	西条・ 東予・ 丹原・ 小松										■
山口県	防府市		■									
	尼崎市					■						
宮崎県	宮崎市									■	■	

○住民等のまちづくり活動支援

都道府県名	事業主体	地区名	事業実施年度									
			11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
北海道	岩見沢市	駅前通り・一条通り	■									
	奈井江町	中心市街地	■									
	足寄町	中心市街地	■	■								
	苫小牧市	中心市街地		■	■							
	登別市	鷲別			■							
	留萌市	中央			■							
	浦幌町	中心市街地			■	■						
	木古内町	中心市街地				■						
	虻田町	本町及び温泉				■	■					
東京都	八王子市	諏訪町周辺地区										■
	葛飾区	東立石四丁目				■	■	■	■			
		立石						■	■	■		
	杉並区	阿佐ヶ谷・高円寺		■	■	■						
		天沼三丁目地区										■
	千代田区	東京駅周辺大手町・丸の内・有楽町						■	■	■	■	■
		飯田橋駅周辺							■	■	■	■
		四ッ谷駅周辺									■	■
		秋葉原駅周辺										■
	目黒区	林試の森周辺・目黒本町						■	■	■		
	大田区	大森中						■	■	■	■	■
	北区	十条						■	■	■	■	■
		志茂						■				
	板橋区	仲町・弥生町・南常盤台一丁目						■	■	■		
	足立区	西新井駅西口周辺						■	■	■	■	■
	品川区	戸越・豊町地区									■	■
神奈川県	鎌倉市	大船駅南部	■									
		鎌倉駅周辺			■	■						
		深沢					■	■				
		大東橋						■				
	相模原市	相模原市域										■
山梨県	市川大門町	市川本町駅北				■						
新潟県	糸魚川市	筒石地区								■		
富山県	福岡町	下篠	■	■								
	砺波町	出町	■									
	小杉町	小杉			■							
	射水市	放生津地区									■	
石川県	金沢市	幸町・菊川・笠市町及び瓢箪町				■						
静岡県	浜松市	浜松東第二	■	■	■	■						
愛知県	豊田市	市街化区域	■	■	■	■						
	八尾市	八尾空港周辺		■	■	■						
	松原市	市街化区域					■					
	堺市	市域全体									■	
兵庫県	神戸市	神戸市						■	■	■	■	■
愛媛県	西条市	西条・東予・丹原・小松										■
広島県	府中町	府中小学校		■								
山口県	下松市	下松駅南			■							
		下松駅前	■									
	宇部市	中央	■	■								
		市役所周辺			■	■						
		宇部新川駅南・琴芝							■	■	■	
	山口市	本町荒高	■									
		道場門前北		■								
		天神通り			■							
	徳山市	駅周辺		■								
	岩国市	川下地区									■	■
長崎県	長崎市	長崎中央		■	■	■	■	■				
大分県	豊後高田市	豊後高田地区									■	
宮崎県	宮崎市	中心市街地										■

○地区公共施設等整備（１）

都道府県名	事業主体	地区名	事業実施年度									
			11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
北海道	札幌市	菊水上町地区				■	■	■	■	■	■	■
	標茶町	旭防災公園地区							■			
	別海町	床丹地区									■	■
		本別海地区										■
	釧路町	セチリ 太・ 遠矢地区										■
山形県	庄内町	余目地区										■
東京都	文京区	文京区地区										■
	墨田区	墨田区地区									■	■
	品川区	荏原北・ 西五反田						■	■	■		■
		戸越・ 豊町地区							■	■	■	■
		品川区地区										■
	目黒区	林試の森周辺									■	
		目黒地区										■
	大田区	鵜の木一丁目緑地						■	■	■		
		大田区地区								■		■
	世田谷区	世田谷区役所周辺	■	■	■	■	■	■	■	■		
		世田谷公園地区									■	
		世田谷区地区										■
	豊島区	南池袋								■		
	中野区	平和の森公園周辺									■	■
	練馬区	豊玉中地区								■	■	
	葛飾区	東部・ 荒川左岸	■	■	■	■	■	■			■	■
	荒川区	尾久			■							
		南千住				■	■					
		東日暮里				■						
		荒川区地区										■
	江戸川区	上一色中橋周辺									■	■
	小平市	小川西町	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
	府中市	矢崎町					■	■	■			
		小柳町地区										■
	町田市	町田市地区										■
	東村山市	諏訪町二丁目地区									■	■
千葉県	多古町	一鍬田地区外１１地区										■
神奈川県	横浜市	立場駅周辺	■									
	鎌倉市	大船駅南部		■	■							
山梨県	甲府市	甲府市地区									■	■
	昭和町	昭和町地区										■
	甲斐市	甲斐市地区										■
愛知県	美和町	美和町										■
新潟県	糸魚川市	筒石地区									■	■
	小千谷市	小千谷市域									■	■
長野県	松本市	松本					■	■	■		■	■
石川県	金沢市	金石西・ 幸町・ 菊川					■	■	■	■	■	■
京都府	宇治市	西小倉				■	■					
	福知山市	東羽合地区										■
大阪府	大阪府	幹線道路沿道地区									■	■
	大阪市	大阪市南部	■	■	■	■				■		
	藤井寺市	道明寺				■						
	東大阪市	衣摺・ 大蓮						■	■	■		
	八尾市	八尾空港周辺地区							■	■	■	
	豊中市	庄内西部地区										■
	茨木市	東部地区							■	■		
		西部地区									■	
		北東部地区										■
	松原市	松原市民運動場								■		
	柏原市	柏原地区									■	
		旭ヶ丘地区								■		
	大東市	消防水利緊急整備地区									■	■
		南郷地区										■

○地区公共施設等整備（２）

都道府県名	事業主体	地区名	事業実施年度									
			11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
大阪府	岸和田市	旭・太田地区									■	■
	吹田市	豊津・南吹田地区										■
		山田・千里丘地区										■
	泉大津市	戎小学校周辺地区									■	
	堺市	市域全体									■	■
兵庫県	神戸市	新在家南	■	■	■	■	■	■				
	芦屋市	山手幹線沿道地区							■	■		
		川西町地区									■	
	小野市	電鉄北線沿道地区								■	■	
	南あわじ市	福良地区										■
		丸山地区										■
	西宮市	西宮市全域										■
和歌山県	田辺市	橋谷						■	■	■	■	
	海南市	市街地地区								■	■	
		下津町丸田地区									■	■
		黒江・船尾地区									■	■
	和歌山市	名草地区										■
	かつらぎ町	妙寺									■	
	日高川町	川辺・中津・美山地区										■
	広川町	広・和田地区										■
		南広地区										■
	太地町	太地地区										■
	串本町	樫野地区										■
徳島県	牟岐町	本町・中ノ島地区										■
	海陽町	宍喰・広岡地区										■
	美波町	日和佐地区										■
高知県	須崎市	原町地区							■	■		
	土佐市	土佐地区										■
	香南市	香南地区									■	■
島根県	出雲市	出雲市地区										■
大分県	大分市	三佐北				■	■	■	■	■	■	■
	佐伯市	灘地区										■
	臼杵市	臼杵地区										■

○都市防災不燃化促進（１）

都道府県名	事業主体	地区名	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	地区面積（ha）
宮城県	仙台市	国道45号線小田原	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	10.7
埼玉県	川口市	川口駅西口	■	■	■	■	■	■	■		■		12.6
東京都	文京区	不忍通り（ 不忍通り 根津・ 千駄木）	■	■	■	■	■	■	■				18.1
		不忍通り 第二	■	■	■	■	■	■		■	■	■	20.6
	台東区	土手通り・ 地方橋通り	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	5.8
	墨田区	水戸街道	■	■	■	■							18.0
		八広はなみずき通り（ 補助120号線）		◎				■	■	■	■	■	3.9
		鐘ヶ淵通り						◎		■	■	■	2.1
		墨堤通り						◎		■	■	■	3.1
	品川区	滝王子通り 地区	■	■	■							◎	6.0
		林試の森公園周辺	■	■	■								9.4
		補助26号線	■	■	■	■	■	■	■	■	■		7.5
		補助46号線			◎		■	■	■	■	■	■	6.7
		戸越公園一帯周辺						◎		■	■	■	20.0
		補助26号線その２						◎		■	■	■	2.6
	目黒区	林試の森公園周辺	■	■	■								9.2
		補助46・ 30号線目黒本町5 丁目										◎	3.0
		補助46号線目黒本町三丁目			◎		■	■				■	1.4
	大田区	第2 京浜国道											16.2
		中原街道	■	■	■	■							21.0
		環状7 号線大田	■	■	■	■	■						38.4
		環状8 号線大田	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	49.0
	世田谷区	目黒通り	■	■	■	■	■	■					14.9
		国士舘大学一帯周辺	■	■							◎	■	42.7
	中野区	平和の森公園周辺	■	■	■	■	■	■					43.2
		環状7号線中野	■	■	■	■	■	■					11.2
		東大付属周辺地区								◎			15.6
	杉並区	方南通り 杉並	■										13.9
		環状7 号線杉並	■	■									22.1
		環状8 号線杉並	■	■	■	■	■	■	■				39.0
		桃井三丁目			◎								－
		阿佐谷高円寺南					◎	■					16.3
	北区	環状7 号線	■	■	■	■	■						13.3
		北本通り	■	■	■	■	■	■					15.2
		補助83号線十条地区										◎	
		補助88号線			◎			■	■	■	■	■	6.7
	荒川区	旭電化跡地周辺	■	■	■	■	■						25.5
		尾竹橋通り（ 尾竹橋通り Ⅱ）	■	■									21.0
		放射12号線（ 補助107号線）	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	10.9
		補助90号線	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	6.1
		補助90号線第二	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	5.9
	板橋区	環状7 号線板橋	■										25.1
		川越街道（ 川越街道南）	■	■	■	■	■						24.6
		川越街道北	■	■	■	■	■	■	■				14.5
		環状8 号線板橋	■	■	■	■	■						13.8
		中山道	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	12.3
		補助26号線板橋	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	7.8
	練馬区	川越街道北	■	■	■	■	■	■	■				13.5
		笹目通り・ 環状8号線	◎		■	■	■	■				■	26.0
	足立区	放射11号線	■	■	■	■	■	■	■				32.3
		補助136号線関原・梅田		◎			■	■	■	■	■	■	8.0
		補助136号線扇・ 本木						◎	■	■	■	■	8.1
		補助138号線西新井駅西口その1							◎		■	■	2.4
		補助138号線西新井駅西口その3							◎		■	■	2.5
	葛飾区	水戸街道	■	■	■	■							45.4
		環状7 号線葛飾	■	■	■	■	■	■					26.3
		平和橋通り	■	■	■	■	■	■				■	28.9
		奥戸街道	■	■	■	■	■	■				■	13.0
		葛飾中央					■	■					34.6
	江戸川区	環状7 号線江戸川	■	■	■	■							58.0
		補助120号線南部（ 補助120号線江戸川南部）	■	■	■	■	■	■	■	■			7.4

○都市防災不燃化促進（２）

都道府県名	事業主体	地区名	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	地区面積（ha）
神奈川県	横浜市	国道1 号線下末吉		■	■	■	■	■				◎	1.4
		国道1 号線新子安		■	■	■	■	■		■			3.7
愛知県	名古屋市	広小路線	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	29.9
		広小路線東部（ 広小路線東）	■	■	■	■	■						13.7
		広小路線東部第二（ 広小路線東）	■	■	■	■	■	■	■				10.6
大阪府	大阪市	城東鶴見	■	■	■	■	■	■					18.0
		淀川右岸豊里	■	■	■	■	■	■	■	■			14.8
		東成・ 旭・ 城東地区		■	■	■	■	■	■	■	■	■	32.1
		森小路大和川線	◎										－
兵庫県	神戸市	板宿線	■	■	■	■	■	■	■	■			2.4
	尼崎市	阪神国道（ 五合橋線・ 阪神国道）	■	■	■	■							14.4
		阪神国道第二	■	■	■	■	■						20.3
	西宮市	国道2 号	■	■	■	■	■	■	■				10.4

＊◎印は不燃化促進調査を示す。
＊不燃化促進調査と事業時地区名が異なる場合、調査時の地区名を括弧書きで示す。
＊地区面積は都市防災不燃化促進の事業地区面積を示す。
＊平成13年度までは、小台通り（ 荒川区、足立区、北区）、白鬚西・ 吉野橋場通り（ 荒川区、台東区）、方南通り（ 渋谷区、中野区）、林試の森公園周辺（ 品川区、目黒区）、水戸街道（ 墨田区、葛飾区）、環状7 号線（ 北区、足立区）, 中山道（ 中山道（ 板橋区）、環状8 号線板橋（ 板橋区））を1 地区として計上している。（ これらを実施計画において1 地区として処理していたため）
＊平成14年度からは事業主体の作成する都市防災事業計画に記載される事業地区をカウントしている。

○密集市街地緊急リノベーション事業

都道府県名	事業主体	地区名	事業実施年度									
			11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
東京都	東京都	東池袋地区									■	■
	墨田区	墨田区北部地区										■
	目黒区	目黒本町5 丁目										■
	葛飾区	四つ木										■
大阪府	都市再生機構	三国塚口線地区									■	■
東京都		補助87号線沿道地区										■

○被災地における復興まちづくり総合支援事業

都道府県名	事業主体	地区名	事業実施年度									
			11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
新潟県	柏崎市	柏崎市中央地区										■
石川県	輪島市	輪島市全域										■
	穴水町	大町（ 穴水駅前） 地区										■

都市防災総合推進事業（都市防災不燃化促進）の実施フロー

本事業は、大規模な地震等に伴い発生する火災から都市住民の生命、身体及び財産を保護することを目的としており、地域防災計画に定められる避難地、避難路、延焼遮断帯、防災街区整備方針に定められる施設周辺及び特定地区防災施設*周辺等における耐火建築物又は準耐火建築物の建築に対する補助制度である。

＊密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律に基づく防災街区整備地区計画において、建築物と一体となって防災機能を発揮する地区防災施設

事業は、対象地区の選定→調査の実施→所要の都市計画手続き・不燃化促進区域の告示→工事完了→交付申請→助成措置の順に実施されることとなる。

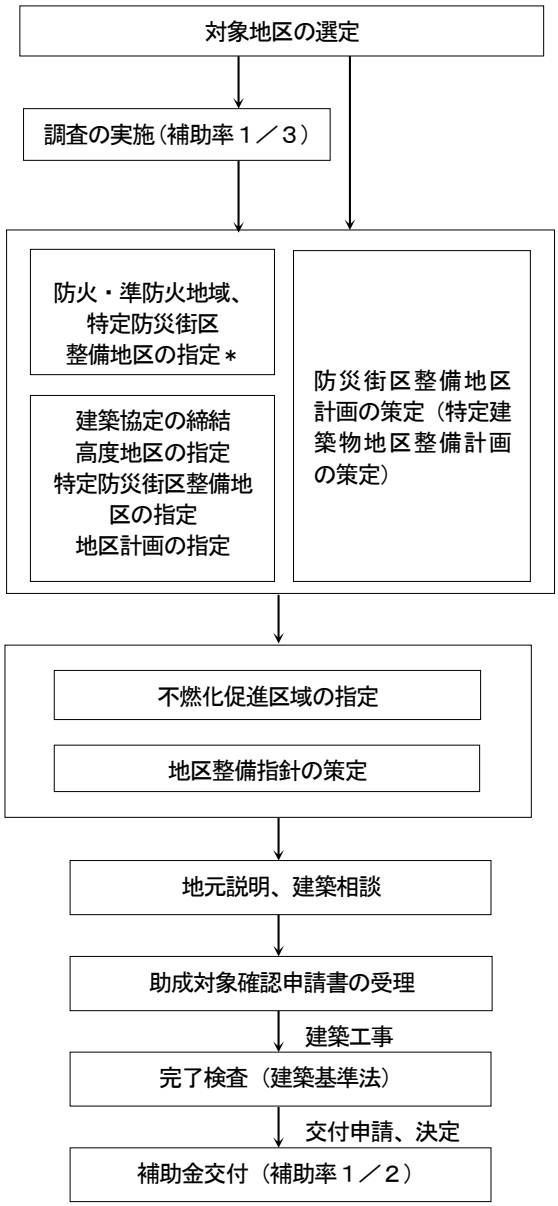

対象地区：
① 地域防災計画に定められる避難地、避難路、延焼遮断帯周辺
② 被災市街地復興推進地域内の道路の周辺
③ 防災街区整備方針に規定する施設周辺
④ 特定地区防災施設周辺

〇調査の標準額
現況調査実施済：60 万円／ha
現況調査未実施：90 万円／ha

不燃化促進区域の要件：

①については防火地域又は特定防災街区整備地区内
②・③については防火地域又は準防火地域内

かつ下記の要件のいずれかに該当すること

〇建築協定：建築物を２階建以上の耐火建築物又は

準耐火建築物とする。

〇高度地区：建築物の高さの最低限度を７ｍとする。
〇特定防災街区整備地区：
建築物の高さの最低限度が定められているものに限られる。
〇地区計画：建築物の高さの最低限度を７ｍとする。

④については特定建築物地区整備計画の区域内
かつ建築物を５ｍ以上の耐火建築物又は準耐火建築物とする。

助成条件：
・地上２階建て以上の耐火建築物、準耐火建築物であること。
・不燃化促進区域の指定後 10 年以内に建築されるもの
・宅地建物取引業者が建築する販売のための

６．２　宅地耐震化推進事業実施状況

○大規模盛土造成地の変動予測調査

事業実施年度	事業主体数	事業主体
H18	4	横浜市、川崎市、堺市、鹿児島市
H19	１２	横浜市、川崎市、宮城県、静岡県、浜松市、豊田市、大阪府、奈良県、和歌山県、鳥取県、鳥取市、広島市
H20	１６	横浜市、川崎市、宮城県、埼玉県、千葉県、東京都、静岡県、浜松市、沼津市、豊田市、春日井市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、鳥取市

○大規模盛土造成地滑動崩落防止事業

事業実施年度	事業主体数	事業主体
H19	1	柏崎市
H20	1	柏崎市

６．３　都市災害復旧事業等実施状況

○都市災害復旧事業

発生年災	箇所数	下水道	公　園	その他（都市施設等）	備　考
Ｈ７	１，５８５	１，０７１	－	５１４	兵庫県南部地震
Ｈ８	１４	３	－	１１	
Ｈ９	６９	２	－	６７	
Ｈ10	２１６	４１	１４４	３１	
Ｈ11	２０４	３０	１５３	２１	
Ｈ12	１９４	１２８	５８	８	有珠山噴火
Ｈ13	７４	１１	６２	１	
Ｈ14	４５	１５	２７	３	
Ｈ15	２１８	１３７	７５	６	十勝沖地震等
Ｈ16	７４０	３８５	２７８	７７	新潟中越地震等
Ｈ17	８８	３３	３９	１６	
Ｈ18	１１７	４	９３	２０	
Ｈ19	１３４	９４	３４	６	新潟中越沖地震等
Ｈ20	２０	１０	９	１	岩手・宮城内陸地震

＊公園は平成10年から負担法対象施設となったものであり、平成９年まではその他に公園が含まれている。

○降灰除去事業

発生年災	箇所数	発生市町村
Ｈ５	4	鹿児島市、垂水市、桜島町、島原市
Ｈ６～Ｈ８	3	鹿児島市、垂水市、桜島町
Ｈ９	0	
Ｈ10～Ｈ12	3	鹿児島市、垂水市、桜島町
Ｈ13	1	鹿児島市
Ｈ14～Ｈ20	0	

６．４　特殊地下壕対策事業実施状況

○特殊地下壕対策事業

事業実施年度	事業主体数	事業主体
Ｈ10	６	神奈川県小田原市、大和市、愛知県瀬戸市、広島県大竹市、鹿児島県、鹿児島県鹿屋市
Ｈ11	１３	岩手県釜石市、山形県東根市、群馬県高崎市、東京都八王子市、山口県岩国市、福岡県筑紫野市、長崎県大村市、川棚町、芦辺町、大分県大分市、鹿児島県、鹿児島県鹿屋市、宮城県仙台市
Ｈ12	１４	山口県下関市、長崎県佐世保市、長崎県諫早市、長崎県川棚町、大分県宇佐市、鹿児島県、鹿児島県鹿屋市、出水市、金峰町、高尾野町、加治木町、沖縄県豊見城村、宮城県仙台市、神奈川県横浜市
Ｈ13	１３	東京都八王子市、神奈川県大和市、長崎県佐世保市、鹿児島県、鹿児島県鹿屋市、出水市、串木野市、加世田市、知覧町、市来町、東市来町、有明町、神奈川県横浜市
Ｈ14	１６	北海道美幌町、宮城県石巻市、埼玉県嵐山町、東京都八王子市、神奈川県大和市、静岡県浜松市、広島県海田町、山口県岩国市、鹿児島県、鹿児島県鹿児島市、鹿屋市、川内市、有明町、大崎町、串良町、沖縄県豊見城市
Ｈ15	１３	東京都大田区、東京都日野市、神奈川県綾瀬市、兵庫県明石市、鹿児島県、鹿児島県鹿児島市、鹿屋市、山川町、東市来町、志布志町、有明町、串良町、兵庫県神戸市
Ｈ16	１４	栃木県鹿沼市、東京都港区、神奈川県小田原市、綾瀬市、横須賀市、兵庫県明石市、長崎県佐世保市、鹿児島県、鹿児島県鹿児島市、鹿屋市、志布志町、有明町、千葉県千葉市、神奈川県横浜市
Ｈ17	１６	栃木県鹿沼市、群馬県高崎市、千葉県匝瑳市、東京都目黒区、世田谷区、長崎県佐世保市、大村市、熊本県水俣市、鹿児島県、鹿児島県鹿児島市、鹿屋市、南さつま市、日置市、北海道札幌市、愛知県名古屋市、福岡県福岡市
Ｈ18	２８	青森県むつ市、茨城県ひたちなか市、鹿嶋市、大洗町、群馬県富岡市、千葉県匝瑳市、神奈川県綾瀬市、逗子市、長野県上田市、鳥取県境港市、広島県尾道市、福岡県中間市、熊本県水俣市、大分県臼杵市、宮崎県宮崎市、国富町、鹿児島県、鹿児島県鹿屋市、鹿児島市、南さつま市、枕崎市、志布志市、湧水町、指宿市、沖縄県那覇市、糸満市、愛知県名古屋市、福岡県福岡市
Ｈ19	２８	岩手県二戸市、宮城県加美町、秋田県鹿角市、茨城県ひたちなか市、鹿嶋市、群馬県前橋市、神奈川県逗子市、長野県上田市、佐久市、愛知県豊田市、三重県伊勢市、岡山県〔倉敷市〕、愛媛県松山市、福岡県宇美町、久留米市、佐賀県唐津市、長崎県大村市、熊本県水俣市、大分県臼杵市、鹿児島県鹿児島市、日置市、南さつま市、鹿屋市、薩摩川内市、沖縄県那覇市、東京都目黒区、静岡県浜松市、京都府京都市
Ｈ20	２１	宮城県塩竈市、多賀城市、茨城県日立市、神奈川県逗子市、鎌倉市、愛知県豊田市、広島県江田島市、愛媛県松山市、長崎県佐世保市、大村市、熊本県水俣市、大分県臼杵市、鹿児島県鹿屋市、日置市、南さつま市、志布志市、薩摩川内市、沖縄県那覇市、浦添市、糸満市、京都府京都市

６．５　防災集団移転促進事業実施状況

○防災集団移転促進事業

事業実施年度	事業主体数	事業主体
Ｈ５～Ｈ７	4	島原市、溝辺町、奥尻町、深江町
Ｈ８～Ｈ10	1	島原市
H13	1	虻田町
H17～H18	3	長岡市、小千谷市、川口町